
論 説

フランスにおける 人身の自由に対する罪の処罰の強化

末 道 康 之

- I はじめに
- II 人身売買罪処罰の強化
- III 人身の自由を強制的に奪う犯罪の処罰
- IV 刑法の場所的適用及び裁判管轄に関する規定の改正
- V おわりに

I はじめに

EU 法及びフランスの国際公約を適用するための司法の領域における適用諸規定に関する 2013 年 8 月 5 日法¹⁾は、EU 法及びフランスが批准している国際条約をフランス国内法に置換するために、刑法、刑事訴訟法及び特別刑法を改正した。EU 法については、2002 年理事会枠組決定を代替する人身売買の予防及び人身売買との闘い及び被害者の保護に関する 2011 年 4 月 5 日の欧州議会及び理事会の指令²⁾、刑事訴訟の分野における通訳及び翻訳を受ける権利に関する 2012 年 10 月 20 日の指令³⁾、性的虐待及び未成年者の性的搾取並びに児童ポルノとの闘いに関する 2011 年 12 月 13 日の欧州議会及び理事会の指令⁴⁾、人の訴訟手続上の権利を強化し訴訟の際に関係者が不在のまま言い渡された判決（決定）に相互承認の原則を適用することを促進す

る 2009 年 2 月 26 日の理事会枠組決定⁵⁾、ユーロジャストの強化に関する及び重大な犯罪形態との闘いを強化するためにユーロジャストを創設するための 2002 年 2 月 28 日の理事会決定を修正する 2008 年 12 月 16 日の理事会決定⁶⁾、執行を目的とする刑罰または自由の剥奪処分の適用に関する 2008 年 11 月 27 日の理事会枠組決定⁷⁾である。国際法については、2006 年 12 月 20 日に国連総会において採択された強制失踪からすべての人を保護するための国際条約⁸⁾、追加的識別紋章 (signe distinctif additionnel) の採択に関するジュネーブ条約第 3 追加議定書⁹⁾、その施行を想定した EU 構成国とアイスランドとノルウェー間での引渡し手続に関する EU とアイスランド共和国とノルウェー王国との間の 2006 年 6 月 28 日の合意¹⁰⁾、国連安全保障理事会決議 1966 号¹¹⁾、女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンスの予防及び対策に関する欧州評議会条約¹²⁾である。

刑事訴訟法の分野においては、EU における刑事司法協力をさらに推進するために、EU 間での司法共助を改善し、構成国間での手続規定の調和を促進することが、今回の改正の主要な課題となっている。具体的には、ユーロジャストの強化、通訳・翻訳を受ける権利の保護の強化、犯罪被害者の支援・保護の強化等が挙げられる。

刑法の分野においては、人身の保護に関して、フランスには EU 法に適合した法律を整備することが求められており、さらに、欧州人権裁判所判決は奴隷にする行為に関する処罰に関して欧州人権条約に基づきフランスにおける法の不備を指摘していた¹³⁾。

2013 年 8 月 5 日法により、非常に広範にわたって重要な改正が実現されたが、本稿では、特に人身の保護に関して本法によってもたらされた改正を中心に紹介し、フランスにおける人身の保護の強化について検討を加えることとする。

注

- 1) La loi n° 2013-711 du 5 août 2013 portant divers dispositions d'adaptation dans le domaine de la justice en application du droit de l'Union européenne et des

engagements internationaux de la France, *A.J.P.*, 2013 Supplément au n° 10.

本法については, *A.J.P.*, 2013, n° 10, pp. 509 et s. に特集記事があり, 複数の研究者及び実務家による詳細な解説が掲載されている。

- 2) La directive 2011/36/UE du Parlement européen et du Conseil du 5 avril 2011 concernant la prévention de la traite des êtres humains et la lutte contre ce phénomène ainsi que la protection des victimes et remplaçant la décision-cadre 2002/629/JAI du Conseil.
- 3) La directive 2010/64/UE du 20 octobre 2010 relative au droit à l'interprétation et à la traduction dans le cadre des procédures pénales.
- 4) La directive 2011/93/UE du Parlement européen et du Conseil du 13 décembre 2011 relative à la lutte contre les abus sexuels et l'exploitation sexuelle des enfants, ainsi que la pédopornographie et remplaçant la décision-cadre 2004/68/JAI du Conseil.
- 5) La décision-cadre 2009/299/JAI du Conseil du 26 février 2009 renforçant les droits procéduraux des personnes et favorisant l'application du principe de reconnaissance mutuelle aux décisions rendues en l'absence de la personne concernée lors du procès.
- 6) La décision 2009/426/JAI du Conseil du 16 décembre 2008 sur le renforcement d'Eurojust et modifiant la décision 2002/187/JAI du Conseil du 28 février 2002 instituant Eurojust afin de renforcer la lutte contre les formes graves de criminalité.
- 7) La décision-cadre 2008/909/JAI du Conseil du 27 novembre 2008 concernant l'application du principe de reconnaissance mutuelle aux jugements en matière pénale prononçant des peines ou des mesures privatives de liberté aux fins de leur exécution dans l'Union européenne.
- 8) La convention internationale pour la protection de toutes les personnes contre les disparitions forcées adoptée par l'Assemblée générale des Nations unies le 20 décembre 2006.
- 9) Le troisième protocole additionnel aux conventions de Genève relatif à l'adoption d'un signe distinctif additionnel.
- 10) L'accord du 28 juin 2006 entre l'Union européenne et la République d'Islande et le Royaume de Norvège relatif à la procédure de remise entre les États membres de l'Union européenne et l'Islande et la Norvège dans la perspective de son entrée en vigueur.
- 11) La résolution du Conseil de sécurité de l'ONU n° 1966 (2010) adoptée par le Conseil de sécurité à sa 6463ème séance, le 22 décembre 2010.
- 12) La convention du Conseil de l'Europe sur la prévention et la lutte contre la violence

à l'égard des femmes et la violence domestique signée à Istanbul, le 11 mai 2011.

- 13) A.-S. Chavent-Leclere, *Adaptation du code pénal français aux engagements européens*, *A.J.P.*, 2013, n° 10, p. 510; CEDH, 26 juill. 2005, n° 73316/01, *Siliadin c. France*, *D.*, 2006, p. 346, note D. Roets; *R.S.C.*, 2006, p. 139, obs. F. Massias. CEDH, 11 oct. 2012, n° 67724/09, *C.N. et V. c. France*, *D.*, 2012, p. 2451; *A.J.P.*, 2013, p. 162, obs. S. Lavric.

II 人身売買罪処罰の強化

2013年8月5日法1条は、人身売買の予防及び人身売買との闘い並びに被害者の保護に関する2011年4月5日の欧州議会及び理事会の指令¹⁴⁾にフランス法を適合させることを目的としている。

人身売買罪は、2003年3月18日法によって設けられ、その後、2007年11月20日法によって一部改正されたが、2013年8月5日法によって人身売買罪は大幅に改正された¹⁵⁾。今回、改正された部分を中心に検討する。

1 人身売買罪に関する刑法改正

人身売買罪については、大幅に改正されているので、条文ごとに紹介しておく。

【刑法 225-4-1 条 I】

1項 人身売買とは、以下の事情の一つにおいて、搾取する目的で、人を集め、運び、移送し、居住させまたは受け入れる行為である。

- ① 被害者、その家族または被害者と恒常的な関係を有する者に向けられた脅迫、強制、暴力または意図的な策略を用いて。
- ② 直系尊属または監護権を有しもしくは与えられた監護権を濫用した者によって。
- ③ 年齢、病气、身体障害、物理的もしくは精神的障害または妊娠によって

脆弱な状態を行為者が認識しながらその状態を濫用して。

- ④ 報酬もしくはその他のあらゆる利益と引換えにまたは報酬もしくはその他のあらゆる利益を獲得すること、報酬もしくは利益の約束と引換えにまたは報酬もしくはその他のあらゆる利益を獲得することにおいて。

2項 前項に記載された搾取とは、被害者に対して、売春あつせん行為、性的攻撃もしくは性的侵害行為、奴隷にする行為、強制労働もしくは強制奉仕をさせる行為、臓器摘出行為、物乞いから搾取する行為、人間の尊厳に反する労働もしくは宿泊条件を悪用する行為、または、被害者に重罪もしくは軽罪の実行を強制する行為を実行するために、被害者を自分もしくは特定されていなくても第三者の意のままにさせる行為である。人身売買は7年の拘禁刑及び15万ユーロの罰金に処する。

【刑法 225-4-1 条 II】

未成年者に対する人身売買は、前条1項1号から4号の事情のもとで実行されなくとも、成立する。

未成年者に対する人身売買は10年の拘禁刑及び150万ユーロの罰金に処する。

【刑法 225-4-2 条 I】

225-4-1 条 I に定める犯罪行為は、前条 I 1 項 1 号から 4 号に記載された二つの事情のもとでまたは以下の補充的な事情のうちの一つとともに実行されたときは、10年の拘禁刑及び150万ユーロの罰金に処する。

- ① 複数の人に対して。
- ② フランスの領土外にいる人またはフランスに到着した人に対して。
- ③ 不特定の大衆に向けてメッセージを拡散する目的で、電子の通信網を利用することで犯罪行為者と接触をもったとき。
- ④ 犯罪行為が実行された人に対して、直接的に死または障害もしくは永続的身体障害を惹起させる切迫した危険にさらすという事情において。
- ⑤ 8日以上の完全労働不能を被害者に惹起した暴行を用いて。
- ⑥ その職務から、人身売買との闘いまたは公序の維持に参加するよう召集

された者によって。

- ⑦ 犯罪行為によって、被害者が著しい物理的または精神的状況に置かれたとき。

【刑法 225-4-2 条 II】

225-4-1 条 II に定める犯罪行為は、225-4-1 条 I1 号から 4 号に記載された事情のうちの一つにおいてまたは 225-4-2 条 I1 号から 7 号に記載された事情のうちの一つにおいて実行されたとき、15 年の懲役及び 150 万ユーロの罰金に処する。

【刑法 225-4-8 条】

225-4-1 条及び 225-4-2 条に定められた犯罪行為がフランスの領土外でフランス人によって犯されたときは、刑法 113-6 条 2 項は適用せず、フランス法が適用される。刑法 113-8 条後段は適用されない。

2 改正の概要

人身売買とされる行為については、2011 年 EU 指令 2 条 1 項は「搾取する目的で、脅迫、暴力もしくはその他の強制形態によって、略取、不正行為、詐欺、権限もしくは脆弱な状態の濫用によって、または、他の者に権限を行使する者の同意を得るために支払もしくは利益を提供または受諾することにより、人を集め、運び、移送し、居住させまたは受け入れることであり、その人に対して行使される監督権の交換または移譲も含む。」と定義する¹⁶⁾。刑法 225-4-1 条 I 所定の行為は、概ね指令 2 条 1 項の定義に従っているといえる。脆弱な状態とは、1 項所定の濫用に服す以外にその他の選択肢がなくその状態を受け入れざるを得ない状態をいう（指令 2 条 2 項¹⁷⁾。また、人身売買に関する国際法及び EU 指令 2 条 4 項¹⁸⁾では、犯罪成立要件として、成人被害者の同意なく犯罪行為が実行されることが求められている。従来のフランスの人身売買罪の規定ではこの点が十分には明確化されていなかった。今回の改正により、被害者の同意なく犯罪行為が行われたことを明

示するために、1号から4号までの4種類の事情のもとで犯罪が実行される必要があること明示した。被害者の同意なくという文言を規定の中に入れて、1号から4号の事情で犯罪が行われることによって、被害者の同意なく犯罪が行われたことを立証するという立法形式が採択されたことになる。被害者の同意なくという文言を入れることについては、国会においても、さらに検察官も、消極的であったという事情がある¹⁹⁾。検察実務の観点では、売春のために人身売買された場合、売春から得た利益を被害者が確保したとしても、売春には同意した被害者は性的には搾取されたとすれば、売春あつせんの罪での処罰が妥当であるという場合に、検察官は人身売買罪を適用することを躊躇するのではないかということが指摘されている²⁰⁾。また、4号の「報酬もしくはその他のあらゆる利益と引換えにまたは報酬もしくはその他のあらゆる利益を獲得すること、報酬もしくは利益の約束と引換えにまたは報酬もしくはその他のあらゆる利益を獲得する」という事情は、改正前の刑法 225-4-1 条の犯罪成立要件として規定されていた内容であるが、EU 理事会の専門家グループから人身売買を処罰する EU 条約によって定められた規定の内容には上記の事情は規定されていないとの批判を受けていた。ただ、今回の改正においても、犯罪に関する事情の一つとして規定されている。この点については、1号から3号の事情の証明が難しい場合でも、報酬等を得る目的で人身売買が実行されたかという4号の事情については証明が容易であるということが考慮された結果であるとされている²¹⁾。また、本罪は、「搾取する目的」で実行される必要があり、目的犯として規定されている。

罰則については、人身売買に関する条約及び指令は、人身売買が18歳未満の未成年者に対して実行されたときには、刑を加重することを求めており、特に、指令4条では最低5年の拘禁刑、加重事由がある場合には最低10年の拘禁刑に処するとしていた²²⁾。今回の改正でもこの要求に従い、未成年者に対して人身売買が行われたときには、10年の拘禁刑及び150万ユーロの罰金を科すとしている。

また、225-4-2 条は、225-4-1 条所定の行為が一定の事情下で行われたときには、10 年の拘禁刑及び 150 万ユーロの罰金を科すとしている。ここでも、一定の事情下で犯罪が実行された場合を加重事由としている。

さらに、人身売買罪の場所的適用を定めた刑法 225-4-8 条が新たに設けられた。刑法 113-6 条は積極的属人主義を、刑法 113-7 条は消極的属人主義を定めており、刑法 113-8 条は属人主義における軽罪の訴追を定めている。刑法 113-8 条は、「113-6 条及び 113-7 条に定める場合、軽罪の訴追は検察官の請求によらなければ行うことはできない。被害者もしくはその権利の承継者の告訴または犯罪行為地国の権限機関による公式の告発に続いて、訴追が行われなければならない」と規定している。人身売買罪がフランス領土外（外国）でフランス人によって実行された場合には、改正後の規定では、被害者もしくはその権利の承継者の告訴または犯罪行為地国の権限機関による公式の告発は不要となる。したがって、人身売買罪の訴追が簡略化されたといえる。さらに、刑法 2-22 条が新設され、犯罪時から 5 年以内に設立された人身売買被害者支援組織は私訴原告人となりうることを認めた。

注

- 14) 注 2 を参照。この指令は、人身売買に関する 2002 年の理事会枠組決定を代替するものである。2002 年の枠組決定については、末道康之『フランス刑法の現状と欧州刑法の展望』（成文堂・2012）316 頁以下を参照。
- 15) 人身売買罪の改正については、N. Le Coz, *La répression des atteintes aux personnes dans la loi n° 2013-711 du 5 août 2013*, *A.J.P.*, 2013, n° 10, pp. 512 et s. を参照。
- 16) *La directive 2011/36/UE, J.O.C.E., L.101*, p. 6.
- 17) *ibid.*
- 18) *ibid.*
- 19) この点については、Le Coz, *op. cit.*, p. 513 を参照。
- 20) *ibid.*
- 21) *ibid.*
- 22) *La directive 2011/36/UE, J.O.C.E., L.101*, pp. 6 et s.

III 人身の自由を強制的に奪う犯罪の処罰

1 人からの搾取の諸形態を処罰する犯罪類型

国際法及びEU法は、人身売買の定義として、奴隷、隷属、強制労働等にも言及しており、このような内容をフランス法に置換する必要性があった。また、欧州人権裁判所2005年7月26日判決(Siliadin c. France 事件判決)²³⁾は、フランス刑法では隷属させる行為を処罰するにふさわしい処罰規定が整備されていなかったと判断し、さらに、欧州人権裁判所2012年10月11日判決(C.N. et V. c. France 事件判決)²⁴⁾は、フランスは、欧州人権条約4条(奴隷の状態及び強制労働の禁止)に照らして、隷属させる行為及び強制労働を効果的に防止するための立法的及び行政的措置をとる作為義務に違反していると判断した。Siliadin 対 France 事件及び C.N. et V. 対 France 事件時においては、不正役務提供を受ける行為²⁵⁾、不正労働²⁶⁾、その加重類型²⁷⁾のみの処罰規定が置かれているにすぎなかった。このように、フランスは、欧州人権裁判所から立法の不作为について責任を問われていた。

1) 奴隷にする行為及び奴隷とされた者から搾取する行為

フランスでは、これまで、人を奴隷にする行為を処罰する規定を設けておらず、1926年9月25日の奴隷条約、1953年12月7日の議定書による奴隷条約の改正を1961年に批准して以降の法の不備を補足する必要性があった。

刑法224-1A条は、人を奴隷にする行為(réduction en esclavage)を処罰する。奴隷にする行為は、人に対して所有権に付属する権限のうちの一つを行使する行為と定義される。奴隷条約では、所有権に付属する一部または全部の権限を人に対して行使する行為を処罰しており、この定義をそのまま継承している。所有権(droit de propriété)については特に定義はされておらず、基本的には民法上の定義がここでも適用される。人を奴隷にする行為は20

年の懲役に処せられる。

刑法 224-1B 条は、奴隷とされた者から搾取する行為 (exploitation d'une personne réduite en esclavage) を処罰する。奴隷とされた者から搾取する行為とは、奴隷とされたことが行為者には明白でありまたは行為者がそれを認識している者に対して、性的攻撃を行い、監禁または強制労働もしくは強制奉仕をさせる行為と定義される。奴隷とされた者から搾取する行為は 20 年の懲役に処せられる。なお、人身売買及び奴隷制度と闘うことを目的として設立された団体は、成立後 5 年経過すれば、私訴原告人として訴訟を提起することができる (刑事訴訟法 2-22 条)。

刑法 224-1C 条は、加重事由を定め、前 2 条が、未成年者に対して犯されたとき (1号)、年齢、病気、肢体不自由、肉体的もしくは精神的障害によりまたは妊婦であることにより脆弱である者に対して犯され、その事情が行為者には明白であるまたは行為者が認識しているとき (2号)、直系尊属によってまたは被害者に対して親権を有しもしくは与えられた親権を濫用した者によって犯されたとき (3号)、職務として、奴隷との闘いまたは公序の維持に関与するよう召集された者によって (4号)、重罪が拷問もしくは野蛮な行為の後でまたはそれに伴って犯されたときには (5号)、30 年の懲役に処する。また、保安期間に関する刑法 132-23 条 1 項及び 2 項は本条に定める犯罪に適用される。

2) 隷属させる行為

隷属 (servitude) とは、特に著しい自由の否定の形態であり強制下で仕事を提供することを義務づけられることと定義される²⁸⁾。欧州人権裁判所は前述した Siliadin 判決において、隷属とは、強制されたまたは義務づけられた労働の特別な類型、換言すれば、加重された強制労働または義務労働であると判断している。隷属と強制労働とは、労働条件が固定され改善の見込みもないという被害者の感情の面で区別される。被害者がこのような感情をもつことを目的とした行為者の行為があれば、犯罪は成立する。

刑法 225-14-2 条は、隷属させる行為とは、刑法 225-14-1 条に定める行為（強制労働の罪）を、習慣的に、その脆弱性もしくは従属状態が行為者には明白である者または行為者が認識している者に対して、被らせる行為と定義する。隷属させる行為は 10 年の懲役及び 30 万ユーロの罰金に処せられる。

また、以下の加重事由が規定されている。本罪が複数の人に対して犯されたときは、15 年の懲役及び 40 万ユーロの罰金に処せられる（刑法 225-15 条 I3 号）。本罪が未成年者に対して犯されたときは、15 年の懲役及び 40 万ユーロの罰金に処せられる（刑法 225-15 条 II3 号）。本罪が複数の人に対して犯されその中に 1 人または複数の未成年者がいるときには、20 年の懲役及び 50 万ユーロの罰金に処せられる（刑法 225-15 条 III3 号）。

3) 強制労働

強制労働 (travail forcé) は、1930 年 6 月 28 日に採択されフランスが 1937 年 6 月 24 日に批准した強制労働に関する (29 号) 条約 (強制労働条約) の対象である。強制労働条約 2 条では、強制労働を「何らかの処罰の脅威の下にある者が強制されかつその者が任意に申し出たのではない一切の労働または職務」と定義する²⁹⁾。また、現実に効果的で厳格に適用される罰則を国家に求めている。強制労働については、欧州人権条約 4 条等で規定されていたが、フランスでは強制労働を処罰する規定が刑法上設けられていなかった。今回の改正で、刑法 225-14-1 条は、強制労働を「報酬を支払わずまたは行った労働の重要性と関係のない報酬と引換えに、暴行または脅迫によって、人に労働を強制する行為」と定義する。強制労働は、7 年の拘禁刑及び 20 万ユーロの罰金に処せられる。

また、以下の加重事由が規定されている。本罪が複数の人に対して犯されたときは、10 年の拘禁刑及び 30 万ユーロの罰金に処せられる（刑法 225-15 条 I2 号）。本罪が未成年者に対して犯されたときは、10 年の拘禁刑及び 30 万ユーロの罰金に処せられる（刑法 225-15 条 II2 号）。本罪が複数の人に対して犯されその中に 1 人または複数の未成年者がいるときには、15 年の懲役及

び 40 万ユーロの罰金に処せられる（刑法 225-15 条 III 2 号）。

2 国際法及び EU 法によって禁止された その他の行為の処罰

上記の犯罪行為の他、EU 条約や国際条約で処罰規定を設けることを求められていた犯罪類型としては、拉致、強制結婚等、未成年者に対する性的攻撃及び侵害が挙げられる。

1) 強制失踪

強制失踪（disparitions forcées）については、中央アメリカや南アメリカの諸国、独裁国家において見られる犯罪行為であり、強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪防止条約）で処罰される行為である。フランスは 2008 年 9 月 23 日にこの条約を批准した。本条約 2 条は、強制失踪を「国の機関または国の許可、支援もしくは黙認を得て、行動する個人もしくは集団が、逮捕、拘禁、拉致その他のあらゆる形態の自由の剥奪を行う行為であって、その自由の剥奪を認めず、またはそれによる失踪者の消息もしくは所在を隠蔽することを伴い、かつ、当該失踪者を法律の保護の外に置くものをいう。」と定義している³⁰⁾。今回の改正で、刑法典に、第 2 編第 1 章の 2・強制失踪により構成される人に対する侵害として、刑法 221-12 条以下の規定が設けられた。また、刑法 212-1 条は、民間人の集団に向けられた謀議に基づく計画の実行により犯された特定の行為を人道に対する罪（重罪）として処罰しているが、その行為の中に強制失踪が新たに追加された（212-1 条 9 号）。したがって、強制失踪が 212-1 条に規定された方法で実行された場合は、人道に対する重罪として無期懲役に処せられる。

また、本条約 9 条 2 項の要求、すなわち、「締結国は、容疑者が自国の管轄下にある領域内に所在する場合において、他の国に対して自国の国際法的な義務に基づく当該容疑者についての犯罪人引渡しを行わず、かつ、自国が

管轄権を認めている国際刑事法廷に対して当該容疑者の引渡しを行わないときは、1の規定と同様に、強制失踪犯罪についての裁判権を行使する自国の権限を設定するために必要な措置をとる。」³¹⁾に応答するため、刑訴法 689-13 条が新たに設けられた。刑訴法 689-13 条については、後述する。

【刑法 221-12 条】

1 項 1 人以上の国家公務員または国の権限機関の許可、支持もしくは許諾を得て行動する者もしくは集団によって、人を法律の保護の外に置くような条件下での、逮捕、監禁、略取またはその他のあらゆる形態の人の自由を剝奪する行為は、当該行為により失踪または当該行為が自由の剝奪を認めず、失踪者の消息または所在地を隠蔽することを伴うときには、強制失踪を構成する。

2 項 強制失踪は無期懲役に処する。

3 項 保安期間に関する刑法 132-23 条 1 項及び 2 項は本条に定める犯罪に適用される。

【刑法 221-13 条】

121-7 条の適用を阻害することなく、部下が強制失踪の罪（重罪）を犯したもしくは犯そうとしていたことを明らかに示す情報を知っていたまたはその情報を故意に無視し、犯罪の実行を阻止もしくは抑制すること並びに捜査及び訴追のために権限機関に訴えることができたのに必要かつ合理的なすべての処置をとらなかった上司は、当該犯罪がその責任及びその実質的な監督と関係する行動と関連しているときには、上司の権限下に置かれたまたはその実質的な支配下にある部下によって犯された 221-12 条で言及された強制失踪の罪（重罪）の共犯とみなされる。

【刑法 221-14 条】

I 221-12 条に定める重罪で有罪判決を受けた自然人は同じく以下の補充刑を受ける。

1 号 131-26 条に定める方法に従った公民権、市民権及び家族法上の権利の

禁止。

2号 犯罪行為の実行が行われたまたは行われる機会において131-27条に定める方法に従った公務執行、職業活動もしくは社会活動の執行の禁止、あるいは、商業的職業または工業的職業の執行の禁止、自己または第三者の利益のために、商企業もしくは製造企業または商事会社を、いかなる地位であれ、直接的または間接的に、統治し、管理し、経営しもしくは支配することの禁止。これらの執行の禁止は重複して言い渡すことができる。

3号 131-31条に定める方法に従ったフランス国内滞在禁止。

4号 131-21条に定める没収。

II 221-12条に定める重罪について有罪判決を受けた場合、以下の補充刑の宣告が義務づけられる。

1号 15年以下の期間、許可を要する武器の所持または携帯の禁止。

2号 有罪判決を受けた者が所有しまたは自由に処分できる一もしくは複数の武器の没収。

但し、重罪院は、犯罪行為及び行為者の人格の事情を考慮して、この刑罰を言い渡さないことを決定することができる。

【刑法 221-15 条】

221-12条に定める重罪で有責であるとされた自然人は、同様に、131-36-1条から131-36-13条に定める方法に従って、社会内司法追跡を受ける。

【刑法 221-16 条】

フランス領土への入国禁止は、131-30条に定める条件において、221-12条に定める重罪で有責であるとされたすべての外国人に対して、無期限にあるいは10年以下の期間を定めて言い渡すことができる。

【刑法 221-17 条】

121-2条に定められた条件において、212-12条に定義された重罪について刑事責任があると宣告された法人は、131-38条に定められた方法に従った罰金の他、131-39条に言及された刑罰に処する。

【刑法 221-18 条】

221-12 条に定義される重罪についての公訴時効及び宣告刑の時効は 30 年である。

2) 強制婚等

女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンスとの闘いに関する欧州評議会条約 (2011 年)³²⁾は、現時点で発効していないが、その 37 条で、強制婚等 (mariages et unions forcés) について「締約国は、成人または子どもを強要して婚姻させる故意の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる (1 項)。締約国は、成人または子どもを、強要して婚姻させる目的をもってその居住国以外の締約国または国の領域に連れ出す故意の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる (2 項)。」と規定する。

この条約の批准に合わせて、今回の改正で、刑法 222-14-4 条が新設された。

【刑法 222-14-4 条】

人に婚姻契約を締結することまたは外国で婚姻関係を締結することを強制する目的で、共和国の領土を離れることを決意させるために、その人に対して意図的な策略を用いる行為は、3 年の拘禁刑及び 4 万 5 千ユーロの罰金に処する。

3) 未成年者に対する性的攻撃及び侵害

性的虐待及び未成年者の性的搾取並びに児童ポルノとの闘いに関する 2011 年 12 月 13 日の欧州議会及び理事会の指令を国内法に置換することによって、性的侵害を処罰する諸規定が改正された³³⁾。

【刑法 222-22-2 条】

1 項 暴行、脅迫または不意打ちによって、人に第三者からの性的侵害を受けさせることを強制する行為は、同じく、性的侵害を構成する。

2項 上記行為は、受けた性的侵害の性質に従って及び 222-23 条から 222-30 条に言及された事情に従って、222-23 条から 222-30 条に定められた刑罰に処せられる。

3項 本条に定められた犯罪の未遂は同じ刑罰に処する。

【刑法 222-29 条】

強姦以外の性的侵害は、年齢、病氣、身体障害、物理的もしくは精神的な障害もしくは妊娠により特別に脆弱な者であることが行為者には明白でありまたは行為者がそれを認識しており、その者に対してその性的侵害が強要されたときは、7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金に処する。

【刑法 222-29-1 条】

強姦以外の性的侵害は、15歳未満の未成年者に対して強要されたときは、10年の拘禁刑及び15万ユーロの罰金に処する。

その他、2010年2月8日法によって新設された未成年者に対して犯された近親相姦の罪について、刑法 222-31-2 条は、親権者が未成年者に対して近親相姦による強姦または近親相姦による性的侵害を犯したときは、判決裁判断所は民法 378 条及び 379-1 条を適用してその親権の全部または一部を剝奪する、と規定するが、改正により「近親相姦による」という文言が削除された。

また、未成年者に対する性犯罪については、児童ポルノの処罰に関して一部改正がなされた。

【刑法 227-24-1 条】

1項 性的な傷害を与えるために、未成年者に提供もしくは約束をさせ、未成年者に贈与、贈り物もしくは何らかの利益を提供または未成年者に対してあらゆる性質の圧迫もしくは強制を用いる行為は、性的な傷害が実現されなかったときには、5年以下の拘禁刑及び7万5千ユーロの罰金に処する。

2項 1項で示された手段の一つによって、未成年者に対して性的な傷害を実行するように他人に直接教唆する行為は、性的な傷害が実現されなかった

ときには、同じ刑罰に処せられる。

注

- 23) CEDH 26 juill. 2005, n° 73316/01, *D.*, 2006, p. 346, note D. Roets; *R.S.C.*, 2006, p. 139, obs. F. Massias. 本件は、アフリカのトーゴ出身の女性がフランスで報酬も支払われずに朝から夜まで奴隷のような生活を強いられ、この女性を雇用していた被告人が刑事訴追された事案で、この女性は、フランス刑法では隷属させる行為や強制労働を処罰する規定は存在せず、これは欧州人権条約4条に違反するとして、欧州人権裁判所に訴えを提起した。
- 24) CEDH 11 oct. 2012, n° 67724/09, *D.*, 2012, p. 2451; *A.J.P.*, 2013, p. 162, obs. S. Lavric. 本件は、アフリカ出身の女性2人が、親族のトーゴ人の外交官夫妻の住居で、奴隷のような生活を強いられ、親族の夫妻が刑事訴追された事案で、被害者の女性は、フランス刑法では隷属させる行為や強制労働を処罰する規定は存在せず、これは欧州人権条約4条に違反するとして、欧州人権裁判所に訴えを提起した。
- 25) 刑法 225-13 条では「人の脆弱な状態または従属状態に乗じて、無償または行われる労働の価値と明らかに釣り合わない報酬と引換えに、その者から役務の提供を得る行為は、2年の拘禁刑及び50万フランの罰金に処する。」と規定されていたが、この規定は2003年3月18日法により改正され、「その脆弱性もしくはその従属状態が行為者には明確である者もしくは行為者がそれを認識している者から報酬が支払われないまたは成し遂げた労働の重要性と明らかに釣り合いのとれない報酬と引換えに、役務の提供を得る行為は5年の拘禁刑及び15万ユーロの罰金に処する。」と規定された。
- 26) 刑法 225-14 条は「人の脆弱な状態または従属状態に乗じて、人間の尊厳と相いれない労働または宿泊条件へ服せしめる行為は、2年の拘禁刑及び50万フランの罰金に処する。」と規定されていたが、この規定は2003年3月18日法により改正され、「その脆弱性もしくはその従属状態が行為者には明確である者もしくは行為者がそれを認識している者を人間の尊厳と相いれない労働または宿泊条件へ服せしめる行為は、5年の拘禁刑及び15万ユーロの罰金に処する。」と規定された。
- 27) 刑法 225-13 条及び 225-14 条が複数の人に対して行われたときには、刑が加重され、5年の拘禁刑及び100万フランの罰金に処せられていた。2003年3月18日法による改正後は、複数の人に対して行われたときは5年の拘禁刑及び20万ユーロの罰金に、未成年者に対して行われたときは7年の拘禁刑及び20万ユーロの罰金に、複数の人に対して行われその中に1人または複数の未成年者がいたときは、10年の拘禁刑及び30万ユーロの罰金に処せられる。
- 28) この定義は、前述した欧州人権裁判所 Siliadin 判決 (CEDH 26 juillet 2005, n° 73316/06 Siliadin c. France) において示された。この点については、N. Le Coz, *La*

répression des atteintes aux personnes dans la loi n° 2013-711 du 8 août 2013, A.J.P., 2013, n° 10, p. 514 を参照。

- 29) ILO のホームページ上で本条約の日本語訳を参照することが可能である。
- 30) 強制失踪防止条約の和訳（和文テキスト）については、外務省のホームページ上で参照が可能である。
- 31) 注 8, 注 30 を参照。
- 32) 本条約については欧州評議会のホームページ上で閲覧が可能である。
- 33) EU における児童の性的搾取・児童ポルノの罪に関しては、末道・前掲注 14, 319 頁以下を参照。

IV 刑法の場所的適用及び裁判管轄に関する規定の改正

2013 年 8 月 5 日法により、フランスの領土外において行われた犯罪に関する刑法の場所的適用について刑法 113-8-1 条が改正され、さらに、裁判管轄に関して既に紹介した刑訴法 689-13 条が新たに設けられた。この改正は、フランス刑法の場所的適用については世界主義 (compétence universelle) を、裁判管轄については普遍的管轄権の立場を表明したものと考えることができる。

1 刑法の場所的適用に関する改正

【刑法 113-8-1 条】

1 項 113-6 条から 113-8 条までの適用を阻害することなく、フランス刑罰法規は同様に、犯罪人引渡しが請求された理由となった犯罪事実がフランスの公序に反する刑罰または保安処分¹で処せられている、引渡しを要求された者が請求国において手続上の基本的な保障及び防御権の保護の保障が確保されないであろう裁判所によって裁かれる、対象となる犯罪事実が政治犯罪としての性格を有する、あるいは、犯罪人引渡しまたは引渡し²が、それを要求

された者にとっては、特にその年齢または健康状態を理由に例外的に重大な結果をもたらす可能性があるという理由で、犯罪人引渡しまたは引渡しをフランスが請求国に対して拒否した外国人によってフランス国外で犯された5年以上の拘禁刑に処せられるすべての重罪または軽罪に適用される〔筆者注：下線部が改正により追加された〕。

2項 前項で言及された犯罪行為の訴追は検察官の請求によらなければ行うことができない。〈以下、削除【訴追は、犯罪行為地国でありかつ犯罪人の引渡しを請求した国の公式の告発を得て、その告発が司法大臣によって伝達されたうえで行われなければならない。】〉

フランスの領土外で行われた犯罪についての刑法の場所的適用に関して、刑法典では、積極的属人主義（刑法 113-6 条）、消極的属人主義（刑法 113-7 条）、保護主義（刑法 113-10 条）が既に規定されていたが、刑法 113-8-1 条が新たに設けられたことによって、前述したように、世界主義を明示する規定が置かれたことになる³⁴⁾。

今回の改正で、「犯罪人引渡し（extradition）または引渡し（remise）が、それを要求された者にとっては、特にその年齢または健康状態を理由に例外的に重大な結果をもたらす可能性がある」という人道的な理由でフランスが罪を犯した外国人の送還や引渡しを拒否した場合にも、フランス法が適用できることになったが、これは、既に、犯罪人引渡しに関する欧州条約やフランスと他国との2国間条約において、実務的には認められていたことを条文化したものである。

「引渡し（remise）」という文言が追加された理由は、欧州逮捕状（欧州共通逮捕状）の発布に続く引渡しを拒否するという場合を想定しているからである。

また、今回の改正で、2項の後段が削除された。この点については、犯罪行為地国でかつ犯罪人引渡し請求国の公式の告発がなければ訴追を開始できないとする従前の要件は、犯罪処罰にとっては必ずしも適切ではなく、要件が

厳格でありすぎることが問題視されてきた。今回の改正で、この要件が削除されたことにより、犯罪人の引渡し等が拒否された場合に、フランスで刑事訴追を行うことが簡略化されたことになる。この改正が、強制失踪の罪での訴追及び裁判の運用を効果的に行う上でも必要な手段であって、この改正は妥当であると評価できる³⁵⁾。

2 裁判管轄に関する改正

【刑訴法 689-13 条】

2006年12月20日にニューヨークで採択された強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約を適用して、刑法 212-1 条 9 号もしくは同法 221-12 条に定める重罪の正犯または共犯として責任を負うすべての者は、当該犯罪行為が前記条約 2 条にいう強制失踪を構成するときは、刑事訴訟法 689-1 条に定める要件のもとで訴追及び裁判される。

フランスの領土外において行われた犯罪に関するフランスの裁判管轄については、刑訴法 689 条以下の規定が根拠条文となるが、フランス領土外で行われた犯罪の正犯または共犯は、刑法典の規定に従いフランス刑法が適用される場合もしくは国際条約がフランスの裁判管轄を認めている場合には、フランスの裁判所によって訴追及び裁判ができる（刑訴法 689 条）。刑訴法 689-2 条以下に列挙された犯罪についてフランス領土外において有罪が宣告された者が、フランス領土内にいるときには、刑訴法 689-2 条以下に掲げる国際条約の適用により、フランスの裁判管轄権が認められる（刑訴法 689-1 条）。どのような条約がその対象となるかについては、刑訴法 689-2 条以下に定められている。具体的には、拷問及びその他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いまたは刑罰を禁止する条約（刑訴法 689-2 条）、テロ行為禁止欧州条約及び同条約のための欧州共同体加盟国間協定（刑訴法 689-3 条）、核物質の防護に関する条約（刑訴法 689-4 条）、航海の安全に対する不法な行

為の防止に関する条約及び大陸棚に設置されたプラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書（刑訴法 689-5 条）、航空機の不法な奪取の防止に関する条約及び民間航空機の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（刑訴法 689-6 条）、国際民間航空機に使用される空港内における不法な暴力行為の防止に関する議定書（刑訴法 689-7 条）、欧州共同体の財政的利益保護に関する条約への議定書並びに欧州共同体公務員及び EU 構成国公務員の汚職との闘いに関する条約（刑訴法 689-8 条）、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約（爆弾テロ防止条約、刑訴法 689-9 条）、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約（刑訴法 689-10 条）、国際刑事裁判所設立国際条約（刑訴法 689-11 条）、陸路輸送の分野における社会法立法の一定の規定の調和に関する 2006 年 3 月 15 日の欧州議会及び理事会の規則（刑訴法 689-12 条）である。

今回の改正で、刑訴法 689-13 条が新設されたが、強制失踪が加重事由として人道に対する重罪となる場合（刑法 212-1 条 9 号）または強制失踪の罪（刑法 221-12 条）については、外国で強制失踪の罪を犯した正犯または共犯がフランス領土内に所在するときには、強制失踪防止条約を適用して、フランスの裁判管轄が認められることになる。なお、刑法 113-8-1 条と刑訴法 689-13 条とが共存することになるが、この点については、強制失踪の罪については、刑訴法 689-13 条が特別法となることから、刑訴法 689-13 条が優先して適用されることになる。

刑訴法 689-2 条から 689-12 条までが、条約等で定める罪を犯した者に対して、条約等を適用して「刑訴法 689-1 条に定める要件のもとで訴追及び裁判をすることができる」と規定しているのとは異なり、刑訴法 689-13 条は、国際条約を適用して、「刑法 212-1 条 9 号もしくは同法 221-12 条に定める重罪の正犯または共犯として責任を負うすべての者は、当該犯罪行為が前記条約 2 条にいう強制失踪を構成するときは、刑事訴訟法 689-1 条に定める要件のもとで訴追及び裁判される」と規定し、対象となる主体を正犯と共犯としている。この規定の文言については、問題が指摘されている。このよう

に規定したことについては、立法者が、刑法 221-13 条がいわゆる不作為による共犯の形態を処罰の対象としていることを考慮したためであると解することも可能であるが、そうであるなら、「刑法 212-1 条 9 号もしくは刑法 221-12 条に定める重罪または刑法 221-13 条に定める重罪の共犯として責任を負う者」とすべきではなかったかとの批判もある³⁶⁾。また、国際刑事裁判所が裁判管轄を有するような人道に対する罪を外国で犯しフランス領土内に居住している者については、刑訴法 689-11 条を適用してフランスの刑事裁判権を行使することになるが、その場合には、国際裁判機関または国内裁判機関のいずれもが犯罪人の引渡しを要求しないときには、訴追を行うには検察官の請求が必要であり、この目的で、検察官は、国際刑事裁判所に対して、国際刑事裁判所が明確にその管轄権を否認し、かつ、対象者を裁判する権限のあるその他のいかなる国際裁判機関も引渡しを請求せずかつその他のいかなる国も犯罪人の引渡しを請求しなかったことを検証することを確認する必要がある。刑法 212-1 条 9 号は強制失踪が人道に対する重罪となることを規定しているので、この場合には、刑訴法 689-13 条が適用されることになり、刑訴法 689-11 条の要件を充足する必要がなく、当該犯罪の行為者がフランス領土内にいるときには、フランスの裁判権を行使することが可能となる。したがって、同じ人道に対する重罪の訴追・裁判について、刑訴法 689-11 条が適用される場合と、刑訴法 689-13 条が適用される場合とで整合性がとれるかという問題が生じるとの批判がある³⁷⁾。ただ、この点については、刑訴法 689-13 条が、人道に対する罪の中で強制失踪の罪についての特別法となったと解すれば、特別法を優先するという原則を適用するだけのことであり、刑訴法 689-11 条と刑訴法 689-13 条との整合性は問題にならないと考えることができると思われる。

注

34) D. Brach-Thiel, L'heureux toilettage de l'article 113-8-1 du code pénal, *A.J.P.*, 2013, n° 10, p. 517.

35) D. Brach-Thiel, *op. cit.*, p. 518.

- 36) D. Brach-Thiel, *Et une compétence universelle de plus . . .*, *A.J.P.*, 2013, n° 10, p. 522.
37) *ibid.*

V おわりに

今回の改正により、フランスが長年にわたって抱えていた懸案が解決され、人身の自由の保護が強化されたことは明確である。これまで人身の保護の分野において国際公約及びEU法によりフランス国内法を整備することを求められていたことの大部分が解決されたことになり、フランス国内法がEUレベルに到達したといえる。リスボン条約成立後、EUは刑事法の分野においても直接的な拘束力を有する指令を制定することが可能となったため、刑事法の分野においてもEU法の直接的な影響力が強まっていることが、フランス国内法の改正作業にも影響を与えているといえるであろう。